



No. 86  
令和元年  
12月発行

# はばたき

仙台矯正管区少年施設広報誌

巻頭言

地域とつながり  
地域につなげる  
仙台少年鑑別所長

少年院

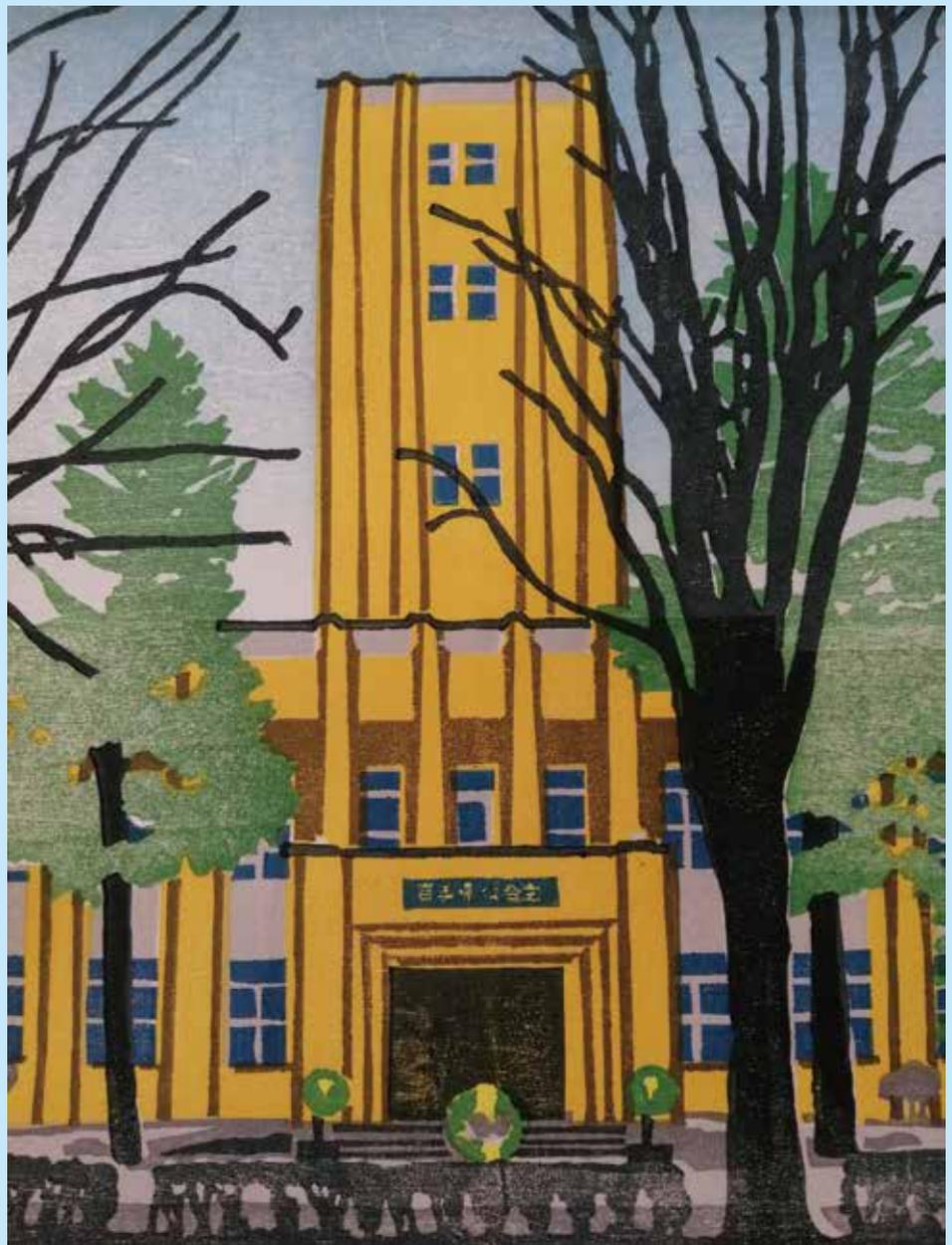
修学・就労支援  
盛岡少年院

少年鑑別所  
地域援助

仙台少年鑑別所  
盛岡少年鑑別支所  
山形少年鑑別支所

現場の声

職員インタビュー



岩手県公会堂  
盛岡少年院の在院生による版画カレンダーから

## 地域とつながり 地域につなげる

仙台少年鑑別所長 紀 恵理子

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名前も持ち「地域とつながり 地域につなげる」をキャッチフレーズに、個人や関係機関からの依頼を受けて、地域社会の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成のための支援を行っています。これを「地域援助」と言います。この地域援助は、2015年（平成27年）6月の少年鑑別所法の施行により、業務をスタートしたところですが、依頼件数は年々増加しており、ニーズの高さを実感しています。

法務少年支援センターの特徴は、援助対象者の年齢に制限はなく、図でお示したように関係機関をつなぐような役割を果たせることです。ネットワークの中で縦横無尽かつ柔軟に対応して「ゆりかごから墓場まで」の支援を継続できる相談機関は他にあまりないと思われます。また、各種プログラム（暴力、性非行、

薬物、窃盗）を開発して援助内容の充実を図るほか、地域援助推進協議会を実施して関係機関のニーズを把握しています。

本号では、仙台、盛岡及び山形の各センターにおける援助活動について紹介していますが、秋田では若者サポートステーションと連携した子ども・若者支援、青森では児童自立支援施設でのカウンセリングや出前授業、福島では自立更生促進センター入所者へのアセスメントなど、各地で特色ある取組を進めているところです。依頼してくださった関係機関から支援した方の問題が改善したというお言葉をいただくと、矯正が取り組む再犯防止施策において、地域社会に直接働き掛けて貢献できるこの事業の使命を改めて実感します。関係機関の皆様におかれましては、今後とも法務少年支援センターとの連携を強化していただきますようよろしくお願いいたします。



## 就労支援・修学支援の取組について



職業講話の様子

### 1 はじめに

平成 27 年の新少年院法の施行により、社会で生活する上で必要な知識等を習得理解させる指導や社会復帰支援に係る処遇を以前より活発に行うようになりました。そこで、現在、当院で行っている就労・修学支援について紹介します。

当院の在院生の多くは職場に定着できなかった経験を持っています。その理由を聞いてみると、夜遊びが過ぎて遅刻をしたり無断で休んだりすることや挨拶ができなかったり言われたこと以外動かなかつたりという、社会人としての基本となる部分が不足していたようです。

### 2 就労・修学に向けた取組

当院の就労に向けた取組では、3 級・2 級（約 8 か月間）において、職業生活設計指導として、就労に関する視聴覚教材の視聴、就労支援ワークブック、ビジネスマナー講座、就職活動及び就労継続に必要な基礎知識講座、キャリアカウンセリング講座を実施して、社会生活とはどのようにするべきか、どんな仕事があつたり、仕事をした時にはどんな態度が必要なのか等を理解させる指導を行っています。2 級の後半からは、具体的な生活設計を立てさせる指導を行い、キャリアカウンセラー（外部講師）による個別指導やハローワークを利用して具体的な就職先をなるべく確定させられるようにしています。

修学に向けた取組では、入院当初から、教科指導として、珠算検定試験、漢字検定試験、特に必要と認める在院生に対する学力開発講座（個別指導形式）を行い、基礎学力を少しでも向上させています。また、修学支援として、高等学校や専門学校への進学を希望する者に対して、修学支援デスクを活用して、進学先の絞り込みを行ったり、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた個別指導の強化を行います。昨年度延べ 9 名の者が認定試験を受験しました。本年度は延べ 3 名の者が受験しています。

### 3 おわりに

平成 30 年の仮退院者は 35 名でしたが、32 名が就労を希望し、3 名が進学を希望しました。32 名の就労希望者の中で 11 名の者の就労先が決定しました。進学希望の 3 名のうち 1 名が修学支援を受け、出院後に専門学校に進学しました。本年度は、雇用主のもとに連れて行き採用面接を 2 件実施し、全て内定していただき出院後すぐに就職しています。

以上、当院の取組を紹介しましたが、社会生活について学ばせ、在院中に就労先あるいは進学先が決まることは、社会生活を送る基盤作りになるだけでなく、社会生活への自信や動機付けにもなります。そして、社会生活が安定することは、自分の居場所作り、再非行・再犯の防止へとつながりますので、1 年後、5 年後、10 年後を見据え、少年たちの特性や帰住環境、ニーズに沿った社会復帰支援に今後も力を注いでいきたいと考えています。



キャリアカウンセリングの様子

# 各施設の取組

## — 仙台少年鑑別所 & 盛岡少年鑑別支所 & 山形少年鑑別支所 —

### 仙台少年鑑別所(法務少年支援センター仙台)

#### 1 はじめに

当所の地域援助の特徴は、司法、教育、保健・福祉、更生保護、そして矯正といった幅広い領域の関係機関と連携し、安定的に地域援助を進めてきたところです。少年鑑別所法施行（地域援助開始）前から維持してきた各機関との協力体制を基盤に、当所の持つアセスメント機能を様々な形で活用していただき、地域援助の実績は年々増加しています。今回は、宮城県警察と当所における協定に基づく取組を御紹介します。



少年サポートセンターせんだいが行った立ち直り支援に、当所職員が参加し、作成した「だるま」です。

#### 2 特徴的な取組例～警察との連携

地域援助における警察との連携は、他の少年鑑別所でも進められていますが、当所では、平成30年2月に、宮城県警察本部と仙台少年鑑別所との間で、「少年の立ち直り支援活動に関する協定」を結び、緊密な相互連携の下、支援を行っています。具体的には、少年サポートセンターせんだいから依頼を受け、サイバー補導対象者の「強み」や「困り感」を把握するための面接や心理検査を実施しており、最近では、県内各警察署における継続補導対象者に対しても、同様のアセスメントを行い、その延長として、警察の担当者と一緒に他の関係機関とのケア会議に参加することもあります。こうした取組は、全国に先駆けたものであり、効果的な連携の在り方について、積極的に情報発信を行っています。



面接の様子  
(写真のモデルは職員です)

### 盛岡少年鑑別支所(法務少年支援センターいわて)

#### 1 はじめに

社会のニーズや理解が広がり、福祉的な支援を受ける人が増える一方で、福祉的な支援だけでは生活がうまく立ち行かない人がいることが注目されるようになっており、福祉分野で多機関連携が求められています。当所でも、福祉関係機関からの依頼が増えており、今回は、特別支援学校との連携における個別事例への対応と、教育法（出前授業）について御紹介します。

#### 2 特徴的な取組例～特別支援学校との連携

##### (1) 他生徒への暴力などの問題行動のある生徒に対する支援

支援の対象となる生徒は既に知的障害やコミュニケーションの障害、不適切な愛着パターンなどの診断を受けている場合が多いですが、当センターで改めて知能検査や性格検査を実施し、ものの見方の特徴や自他についての理解の程度、それに応じた対応等について、先生と生徒及び保護者それぞれにフィードバックしています。先生方は、生徒のふだんの生活や行動と検査によって示された結果とを重ね合わせることで、生徒についての理解が深まり、今後の対応に関する方向性や具体的な目標を見いだせるようです。生徒及び保護者に対しては、自分の特性、特に強みや長所への理解を促し、それを生かした課題への取り組み方や人との関わり方について提案しています。

組織改編に伴い、仙台少年鑑別所を本所として、平成 30 年 4 月には盛岡少年鑑別支所が、平成 31 年 4 月には山形少年鑑別支所が加わり、新たな組織として運営を開始しました。それぞれの強みを活用し、補い合いながら連携を進めており、地域援助においても、各地域の特色を生かして充実化を図ってきました。

## 山形少年鑑別支所(やまがた法務少年支援センター)

### 1 はじめに

平成 31 年 4 月の組織改変に伴い、職員数は 14 名から 8 名になりましたが、本所である仙台少年鑑別所、近隣の矯正施設である山形刑務所の支援・援助を受けながら、これまでと変わらぬ鑑別機能及び地域援助における専門性を発揮できるよう全力で業務に当たっております。特に、地域援助の件数は増加しており、当所における個人援助を見ますと、平成 27 年の 34 件から、平成 30 年は 131 件、約 4 倍と大きく伸びており、令和元年も同様の傾向が見られ、社会における少年鑑別所の認知度の高まりとそれら国民の期待の大きさに応えねばならないという使命感を強めているところです。

### 2 特徴的な取組例～地方検察庁との連携

当所の地域援助における最新の話題として、本年度から山形地方検察庁が入口支援を本格化させることに伴う連携が上げられます。これまでも、支援の一環として、当所は、被疑者に対する知能検査や認知症スケールを実施してきましたが、新たな取組として、既に 2 件の盗撮事案に関し、本人の同意を得た上で、検察庁を経由して依頼を受け、性的な問題に特化したワークブックを使った支援を実施しています。また、児童虐待が疑われる成人のケースに関しても協力を求められており、今後、児童相談所とも連携し、地域の再非行・再犯防止に努めていくつもりです。



地域援助用ワークブックには、「暴力」、「性」、「窃盗」、「薬物」(いずれも全 3 回)があります。

### (2) 法教育授業の一環としての「非行防止講座」の実施

学校側のニーズや生徒の特性等に応じ、内容や進め方を工夫しています。例えば、支援学校中等部の生徒を対象とした授業では、「悪い誘いを断れないことが心配」「被害者にも加害者にもならないでほしい」といった先生方の声を受け、友人に誘われてアルバイト感覚で特殊詐欺の受け子を行った架空のケースを紹介し、自分にも起こり得るものとして危機感を持ってもらうとともに、誘いを上手に断るためのスキルとして適切な自己主張の仕方を説明しました。「悪いことはダメ!」なことは生徒も分かっており、それでもしてしまう理由を想像し、自分も他人も傷付けない生き方について考えてもらいたいと思っています。



「非行防止講座」の様子

# 現場の声 — 援助に第一線で取り組む職員の声をお届けします —

## 少年院での就労・修学支援

『出院後の人生を歩むのは少年自身。社会での生活に自覚と責任を持てるよう、入院当初から出院後の生活について共に考えます。』



東北少年院 法務教官  
桶田佳代 専門官

### — 法務教官になったきっかけ —

私は、大学卒業後に社会福祉士の資格を取得するための実習先として訪れた福祉施設で、重度の障害を持つ十四歳の少女に出会ったことがきっかけで、子供に関心を持つようになりまし。困難を抱える子供に手を差し伸べることで世の中は良くなる、子供が健全に成長する手助けをすることで社会に貢献したい、そのような想いで辿り着いたのが法務教官という仕事でした。今年で二十年目になります。

### — 社会復帰支援業務について —

就労・修学支援業務に直接携わるようになったのは、東北少年院に転動してからで、今年で四年目になります。出院に向けた環境を整備することの重要性を強く感じており、工夫を重ねながら取り組んでいます。就労の道へ進むか復学や進学を希望するかについては、本人の意思が非常に重要です。就労を目指す場合には職種や勤務地等、本人の希望に合う条件の就労先を探します。自分で選んだ道に進むことになった少年たちは、自覚と責任も持ち、新天地で粘り強く力を発揮できると考えているからです。

当院では、どの進路を選択する少年に対しても、家族関係の調整には特に力を入れています。少年院に来るまでの過程で、少年と保護者の方の間では様々な課題が生じている場合があります。そうした課題について、在院中に見つめ直した上で今後の生活を考えるという、保護者の方が来院した際にお話を伺ったり、面会の機会を利用してお子さんとこれまでのことについて向き合えるようサポートしたりしています。保護者の方の気持ちは少年に伝わり、社会復帰する上での大きな原動力になります。それは、地元から離れた土地での住み込み就労が決まった少年についても同様です。

### — 出院後のフォローアップ —

私たちは、出院後のフォローアップにも力

を注いでおり、出院前に担当の保護観察官、保護司、雇用主の方々など少年と少年を支える多くの方々と一緒に会す「支援会議」を開くよう努めています。支援会議には保護者の方も同席していただき、少年自身が過去の反省と未来への決意を表明します。特に、住み込み就労することが決まった少年に対しては、遠方であっても、現地へ赴いて会議を実施するようにしています。ご出席いただいた方からは、厳しいご意見も含め、忌憚なく少年に声を掛けていただき、それが少年にとっての大きな動機付けとなっています。支援会議の開催にあたって、特に保護観察所のご協力には感謝しており、関係機関との連携の重要性を強く感じております。こうした取組により、出院後に雇用主の方から相談が寄せられることなども増えてまいりました。

今後、様々な方のご協力を得ながら、きめ細かい社会復帰支援ができるよう日々取り組んでまいります。



様々な事情から来院できない保護者にも折に触れて連絡し、積極的に働きかけをしています。面会に来られない親、親元へ帰れない子にとっても、親子関係はとて大切です。

# 現場の声 — 援助に第一線で取り組む職員の声をお届けします —

## 少年鑑別所での地域援助

『鑑別で培ったアセスメントの力が活かされている実感があります。それと同時に、担当するケースや連携する関係機関の方から日々学びを得ています。』



仙台少年鑑別所 法務技官  
伊藤春香 専門官

### — 法務技官（心理）の道に進んで —

大学や大学院で非行臨床に触れる機会はありませんでしたが、思春期の少年を対象とした仕事をしたいとこの道に進みました。鑑別する上で必要なアセスメント能力や面接技術については、研修や先輩からの指導を受ける機会が非常に多くあり、今年で十年目になりますが、日々研鑽の毎日です。

### — 地域援助業務について —

私が前橋少年鑑別所に勤務していたときに

少年鑑別所法が施行され、地域援助業務が始まりましたが、その後刑事施設に転動したのは、地域援助に本格的に携わることになったのは、昨年春に仙台少年鑑別所に転動してからです。ここでは、保護者の方から直接相談を受け付けたり、児童相談所や警察の方、学校の先生からのご要望でケース検討会に参加させていただく機会もあります。

### — 業務を通して得られた視点 —

家庭裁判所に係属した少年の鑑別では、少年とはあくまで「点」での関わりが中心ですが、地域援助では相談者に継続的に関わることも多くあります。一年程継続して関わっているケースでは、お子さんと保護者の方との間に様々な出来事が起こっていますが、そこに私たちなりの関わりが加わることで双方に様々な変化が生じています。こうした長期的な関わりを通してこれまで以上に青少年の心の動きが理解できるようになってきていると感じています。また、オーダーメイドのテキストを作って心理教育を行うこともあるのですが、その際には、少年院で指導経験のある法務教官にも助言をもらいます。地域援助においても法務教官の関わりが増えることで、ますます援助のレパートリーが増えるいくことと思えます。

また、他の機関が主催するケース検討会に参加させていただいた際には、鑑別で培ったアセスメントの視点が生かされると感じています。

少年の問題行動の背景にある気持ちを私たちが別の視点から解釈することで、少しでもお役に立てるところが嬉しいです。それと同時に、長期間密接にお子さんや保護者の方の援助に携わってこられた関係機関の方々の熱意や観察眼には、本当に圧倒されています。そのような方々のサポートの中でお子さんを取り巻くご家族のストーリーが進んでいくのだということを感じることが大変貴重な経験でもあります。

### — 今後の展望 —

これまでの法務技官としての経験や知見を地域の非行防止に直接還元できることが、地域援助の面白さです。多くの出会いを通じて、自分自身の専門性や応用力も磨いていきたいと感じています。



相談室に来てくださるだけで多くの労力を要したであろう来談者を尊重し、相談室の空間を明るく保つよう配慮し、丁寧に言葉を聞いて話を聞いています。  
(写真のモデルは職員です)

# 少年院の行事予定（令和2年1月～6月）

## 盛岡少年院

- 1月 成人式、バスケットボールプロチーム選手による指導
- 2月 バレーボール社会人チーム選手による指導
- 3月 彼岸法要
- 4月 観桜会
- 5月 運動会
- 6月 焼肉昼食会



## 東北少年院

- 1月 成人式  
各種資格試験（液化石油ガス設備士）
- 2月 僕のメッセージ（被害者手記読書感想発表会）  
技能五輪宮城県大会（配管の部）  
各種資格試験（3級建築大工）
- 3月 彼岸会法要，卒業式  
僕のメッセージ（被害者手記読書感想発表会）  
各種資格試験（溶接検定，3級ガソリン自動車整備士）
- 4月 観桜会
- 5月 僕のメッセージ（被害者手記読書感想発表会）  
各種資格試験（液化石油ガス設備士）  
太白山登山
- 6月 各種資格試験（消防設備士）



## 青葉女子学園

- 1月 初釜，意見発表会
- 2月 節分
- 3月 ひな祭り，太鼓と朗読の会
- 4月 観桜会
- 6月 学園祭



## 編集後記

本号では、前号に引き続き、管内少年院における修学支援及び就労支援の取組と、管内少年鑑別所における地域援助の取組を紹介するとともに、各取組に第一線で活躍している少年院・少年鑑別所職員の声インタビューとして掲載しました。

私どもの取組がより一層充実したものとなるよう、今後も引き続き少年矯正への御支援、御協力を賜れば幸いです。



### 表紙写真について

表紙には、盛岡少年院の版画作品を掲載しています。毎年同院では、職業指導の一環として行っている版画指導で在院生が作成した版画作品から、版画カレンダーを制作しています。今年のカレンダーは「盛岡の建物 2019」。本号には、1927年に会館し、国の登録有形文化財にも指定されている『岩手県公会堂』を在院生が丹念に刷り上げた作品を掲載しました。

監 修 仙台矯正管区第三部  
〒984-0825  
仙台市若林区古城3-23-1  
Tel 022-286-0178  
発行人 仙台矯正管区第三部長 菅野哲也  
発行日 令和元年12月